

31. (Gno.83) 比較行政法研究の歴史的 analysis と方法 (中央大学比較行政法研究会)

代表：徳本 広孝

2018 年度 (開始)

【研究の目的】

日本の行政法において欧米諸国の行政法の影響が今日どのような形で受け継がれてきたか、また、欧米諸国には見られない固有性がいかなる形で形成されたかを明らかにすることを通して、比較行政法研究の新たな可能性と方法論的意義を明らかにする。

【研究活動及び成果】

総括

昨年に引き続き、イギリス行政法の代表的な体系書の 1 つである“Peter Leyland, Gordon Anthony, Textbook on Administrative Law 8.ed.2016”の和訳書を公刊するため、2024 年 4 月から 10 月にかけて、訳語検討会を 20 回程度実施した。これら作業を踏まえて同和訳書を 2025 年 3 月に公刊することができた。2025 年度は、同書に関連するテーマを設定し、日本とイギリスの行政法の差異・類似性などを検討するための研究会を開催する予定である。

刊行物

ピーター・レイランド＝ゴードン・アンソニー共著/比較行政法研究会訳『イギリス行政法』(中央大学出版部、2025 年)